

第 4 7 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 6 中「5 8 0, 0 0 0 円」を「6 1 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「5 8 0, 0 0 0 円」を「6 1 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 7 5, 0 0 0 円」を「2 8 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 0 0, 0 0 0 円」を「5 1 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「5 8 0, 0 0 0 円」を「6 1 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「前 7 日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第 5 9 条の規定により療養の給付等が行われなかった者が、療養の給付等が行われなかった期間に係る保険料の減免を受けようとする場合は、本文の規定にかかわらず納期限後においても保険料の減免を申請することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の6及び第20条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を610,000円（現行580,000円）に改めること。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を280,000円（現行275,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を510,000円（現行500,000円）に改めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。